

法人口座を開設されるお客さまへ

昨今では、法人口座を悪用した未公開株や社債購入等の投資勧誘に関連した詐欺事件や不法な商行為による被害が拡大し、社会的にも大きな問題となっています。

このような現状を踏まえ、警察庁は金融機関に対し、法人口座開設時の手続きをより厳格に行うよう要請しております。

当金庫でも、このような金融犯罪を未然に防止し、正当な金融サービスを提供させていただくため、法人口座を開設されるお客さまに下記事項についてお願いをさせていただいております。

お客さまには、ご不便、お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. ご提示いただく公的書類等

- (1) 履歴事項全部証明書（発行後 6 か月以内のもの）
- (2) ご来店いただく方の「公的な本人確認書類」
- (3) ご来店いただく方が法人の代表権をお持ちでない場合は、「法人から口座開設を委任されていること」の委任状等。
- (4) 実質的支配者の確認書類（「実質的支配者情報一覧」の写し等）

2. 確認させていただく事項等

- (1) 「取引を行う目的」「事業内容」等について
- (2) 「ご来店いただく方と法人のご関係」等について
- (3) 法人のお客さまの実質的支配者について

法令で定められた実質的支配者とは、議決権の 25%超を直接または間接に保有するなど事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方をいいます。ただし、50%超の議決権を直接または間接的に保有している個人の方がいる場合は、その方のみとなります。

- (4) 確認させていただいた結果、追加での書類のご提示等のお願いや事務所への訪問をさせていただく場合があります。

3. ご留意いただく事項等

- (1) お申込みから口座開設まで 1 週間から 2 週間程度の日数をいただきます。
- (2) お申込みにお応えできず口座開設をお断りする場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) ご持参いただいた書類の写しについてはお返しいたしませんのでご了承ください。

※ご不明な点は、最寄の窓口までお問い合わせください。